

謝金等支給規程

一般財団法人マイクロマシンセンター
平成4年6月1日制定
平成25年4月1日一部改正

(総則)

第1条 一般財団法人マイクロマシンセンターが支払う謝金等の額は、次の限度額の範囲内で定めるものとする。

1. 委員謝金	1回につき	12,000円
2. 講師謝金	A. 1時間につき	20,000円
	B. 〃	15,000円
	C. 〃	12,000円
3. 原稿料	400字詰原稿用紙1枚につき	3,000円
4. 研究調査料	A. 1回につき	8,000円
	B. 〃	7,000円
	C. 〃	6,000円

上記における1回とは、原則、日単位とする。

(委員など謝金等対象者の旅費適用)

第2条 委員など謝金等支払対象者について、旅費を必要とするときは旅費規程を適用する。

(その他)

第3条 謝金等支払の区分及び支払額の詳細については以下のとおりとする。

(1) 講師謝金及び研究調査料の区分は、原則として次のとおりとする。

区分	大学	国立研究所	省・庁	一般企業
A	教授級	部長級	課長級	部長級
B	准教授級	課長級	課長補佐級	課長級
C	助教(講師・助手級)	B下位の者	B下位の者	B下位の者

(2) 第1条に規定する限度額の範囲の額は運用細則で定める。

また、受託事業等で単価が定められているときは当該事業の積算単価による。

(3) 委員又は講師が(1)表に該当しないと認められる場合は、その都度稟議で承認の上、単価を定めることができる。

以上

附則 本規程は平成4年6月1日から施行する。

附則 この改正は平成25年4月1日から適用する。